

株式会社 清水組 一般事業主行動計画

従業員が仕事と子育てを両立させることができ、従業員全員が働きやすい環境を作ることによって、従業員がその能力を十分に発揮出来るようにするため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 平成31年2月1日から平成36年1月31日までの5年間

2. 内 容

I. 雇用環境の整備に関する事項。

(1) 子育てを行う労働者等の職業生活と家庭生活との両立を支援するための雇用環境の整備。

目 標 1 男性の育児休業取得を促進するための措置の実施事項について周知する。

対 策

- ① 平成31年2月から育児休業制度を周知するための資料を整備し、従業員に対して周知・啓発を実施する。
- ② 平成31年2月から子どもが生まれて父親となる従業員及び所属長に対する研修を実施する。

目 標 2 計画期間内に、育児休業の取得状況を次の水準以上にする。

男性従業員 計画期間内に1人以上取得する。

女性従業員 取得率70%以上を維持する。

対 策

- ① 平成31年2月から男性も育児休業を取得できることを周知するため、研修会等を実施する。
- ② 平成31年2月から育児休業中の従業員で希望する者を対象として、職場復帰のための講習等を実施する

目 標 3 計画期間内に、三歳以上小学校就学前までの子を養育する従業員が、希望する場合に利用できる短時間勤務制度を導入して周知する。

対 策

- ① 平成31年2月から従業員へのアンケート調査を行い、検討する。
- ② 平成31年4月に就業規則を変更し追加する。
- ③ 社内連絡用紙等を活用して従業員に対して周知・啓発を図る。

目 標 4 育児・介護休業法に基づく育児休業等、雇用保険法に基づく育児休業給付、労働基準法に基づく産前産後休業などの諸制度を周知する。

対 策

- ① 平成31年2月から育児休業制度を周知するための資料を整備し、従業員に対して周知・啓発を実施する。
 - ② 平成31年2月から社内連絡用紙等を活用して従業員に対して周知・啓発を図る。
- (2) 働き方の見直しに資する多様な労働条件の整備。

目 標 5 年次有給休暇の取得の促進のための措置を実施する。 年次有給休暇の取得日数を1人当たり平均年間6日以上とする。

対 策

- ① 平成31年2月から年次有給休暇の計画的な取得に向けて検討し、従業員に積極的な取得を促す。